

無双直伝英信流居合兵法指導会 英信館道場

入門規定

1. 英信館門人は、他の道場並びに他流に関し批判してはならない。
2. 英信館道場並びに各支部道場は、無双直伝英信流居合道の修行場であり、心身の鍛錬、人格の陶冶に勉むる場であることを自覚し、規律を正し、厳正なる修行態度を守ること。
3. 各種行事に参加又は主催して演武を行う場合、必ず館長に届け許可を得ること。

規約

1. 名 称 無双直伝英信流居合兵法指導会 英信館道場
2. 道 場 本部/北九州市小倉北区新高田 2 丁目 11-36 Tel.093-582-5006
支部/必要に応じ、必要な地に支部を置く。
3. 会 員 正 会 員 /英信館館長直属の会員。
準 会 員 /英信館館長の承認を得て英信館正会員に入門したる、原則として四段以下の者。
家族会員/親子、夫婦、兄弟等が共に会員の場合、二人目以降は家族会員となる。
少 年 部 /英信館少年部会員は、原則として中学生までとする。
《附 則》 準会員養成資格は、原則として教士称号受有者以上とし、あくまで個人の資格で養成するものとする。
なお、準会員の所属はその師範の所属とする。
4. 組 織 英信館館長/館長は、英信館を代表して会員の指導にあたり、会員を統括する。
英信館総務会/英信館正会員のうち、範士称号受有者にて構成し、館長を補佐して道場の健全なる運営と指導にあたる。
英信館教士・錬士会/英信館正会員にして教士、錬士称号及び六段受有者にて構成し、別に定める会則に従い、各月(奇数月)に例会を開催して稽古及び必要に応じて会議を行う。
会長 1 名、副会長 1 名、理事若干名、事務局長 1 名を置く。
5. 会 費 正会員の会費は、原則として 1 か月 3,000 円とする。(所属支部の支部費は別途)
準会員の会費は所属師範が任意に定め、その内 1,500 円を本部会費として納入する。
家族会員の会費は、1 か月 1,500 円とする。(2 人目以降は 1,000 円)
少年部会費は所属支部の任意とし、本部会費を 1 か月 1,500 円とする。
範士及び各支部師範(館長が指名する)は会費不要。(支部費は所属支部へ納入)
6. 本部稽古日 英信館道場、毎週日曜日 10:00~12:00
小倉南道場、毎週土曜日 18:30~21:00
曾 根 道 場、毎週木曜日 18:30~21:00
八 幡 道 場、毎週火曜日 18:30~21:00
支部稽古日 /各支部にて定めるところによる。

平成 27 年(2015)2 月 改訂

無双直伝英信流居合兵法指導会 英信館道場 館長 清水 栄浩